

熊谷市公園施設の感染拡大予防ガイドライン

令和2年7月22日改訂

1. 段階的な利用再開

○屋外スポーツ施設・会議室等

熊谷運動公園：野球場、陸上競技場、テニスコート、相撲場、弓道場、
多目的広場、施設管理事務所会議室

妻沼運動公園：野球場、テニスコート、緑の広場、妻沼体育館会議室
熊谷荒川緑地、村岡荒川緑地、久下荒川緑地、利根川総合運動公園、江南
総合公園、荒川公園、外原公園、別府第2公園、みいずが原公園、妻沼東
運動公園

- ・ 第一段階（令和2年6月8日から）：
個人利用やチームの練習等少人数利用に限る
- ・ 第二段階（令和2年8月1日から）：
大会等の利用再開

○屋内スポーツ施設（妻沼体育館）

- ・ 第一段階（令和2年6月15日から）：
個人利用やチームの練習等少人数利用に限る
- ・ 第二段階（令和2年8月1日から）：
大会等の利用再開

2. 感染防止のためのガイドライン

○基本的事項

- ・ 掲示や館内放送等による「三つの密」（密閉・密集・密接）の防止
- ・ 施設利用届（利用者の氏名・住所・電話番号等）の提出
- ・ 利用者に施設利用者名簿の作成と保管を依頼

○飛沫感染を避けるための対応

- ・ 咳エチケットやマスクなどの着用
- ・ 窓口への飛沫防止アクリル板やビニールの設置

○密接を避けるための対応

- ・ 観客席や休憩用ベンチなどが密接にならないよう対応
- ・ 利用人数の制限

○感染接触リスクへの対応

- ・ 用具の貸し出しの休止
- ・ 更衣室、ロッカールーム、シャワールームなどの利用休止
(ただし、社会的距離の確保や短時間利用等の利用環境の確保ができれば、
段階的に再開)

- ・利用者間の道具・タオルの貸し借りやハイタッチ等の禁止
- ・トイレなどに石鹸を配置し、利用者の手洗いの励行
- ・洗面所に手洗い啓発、マイタオルの使用の張り紙掲示
- ・ドアノブなど複数人の触れる箇所の消毒の実施
- 密閉空間を避けるための対応
 - ・換気の励行による密閉の防止
 - ・屋内施設の窓は常時又は少なくとも1時間に10分以上の換気を実施
- 職員の衛生対策
 - ・マスク等の着用
 - ・出勤前の体温計測等、職員の健康管理の徹底

3. 利用上の留意事項

- 以下の場合、施設利用をご遠慮いただく
 - ・体調が良くない場合
 - ・同居家族などに感染が疑われる人がいる場合
 - ・過去14日以内に入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国や地域への渡航歴又は当該在住者と濃厚接触がある場合
- マスクとマイタオルの持参
 - ・競技中以外のマスクの着用
 - ・マイタオルの使用
- 競技中を含めた大声での会話や応援等の禁止（拍手等応援の工夫）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒の実施
- 咳や痰を吐くことは極力行わない
- 障がい者の誘導や介助を行う場合を除き、他の利用者との社会的距離の確保に努める
- ミーティングや飲食を行う場合は、「三つの密」を避けて行う
- 利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者との有無等について報告する

4. その他

- 第一段階では大会やイベント等の開催はできない
- 第二段階における大会等開催の場合は、主催者が各競技団体などからの指導事項と本ガイドラインの遵守を徹底する
- ※ただし、プロスポーツの利用は、別途協議を行い開催の可否を判断する

本ガイドラインは、今後の知見の集積及び各地域の感染状況等により、利用条件等が変更となる場合がある